

人被召捕たること有けり、皆藝者に極て、遊所に行者なかりしなり、

〔牢獄秘録〕女牢江入候者之事

一先年江戸町中之女藝者かり取られ、貳百人餘之入牢之時は、女牢に入り切らず、依之遠島部屋へ入れ候事なり、右女乞食一々是を改メ、名主代りに遠島部屋へは女乞食入居たりしとぞ、尤ッルハ此名主も餘ほどとり候よし、此藝者翌日出牢なり、此時張番之者共、女藝者出牢之上、其宿々で改にかゝりしよし、

○按ズルニ、ツルトハ、入牢者ノ牢名主等ニ贈ランガ爲メニ持參スル金子ヲ云フ、

〔嘉永明治年間録〕安政四年十月十四日、亞人下田滯留中圍娼風説、

亞人下田に滯留中、ハルリス儀、當五月より、同所坂下町きちと申す藝子、一ケ年給金百二十兩の仕切にて、當金二十五兩にて召抱へ、柿崎村へきち休息所出來罷在、毎夜玉泉寺へ通ひ候由、ヒウスケン儀は、同所彌治川町ふじと申す賣女、一ケ年給金九十兩に仕切、當金二十兩にて召抱へ、是又毎夜玉泉寺へ通ひ候由、

幫間

〔嬉遊笑覽九娼妓〕太鼓もち、古くは太鼓衆といへり、了意が記な其義は、誰袖海に、能の太鼓打になぞらへ、大夫を心よくのせて廻し、大盡の氣に入やうに拍子たつれば太こといふ、末社ともいふは、大じんのそばに有故なり、

〔松屋筆記百四〕太鼓持

幫間を太鼓持といふは、六齋念佛のはやしものより起りて、念佛に節を付て、金と太鼓の二ツにてはやす役割に、金を持ものは太鼓を持す、太鼓を持ものは金を持たぬより、いひ出たる俗話にて、金持の遊興に陪して、金を持ぬものが、そのきげんをとり、馳走するを、太鼓持といへりとなん、